

一般社団法人 日本認知症予防学会 エビデンス委員会規則

【総則】

第1条 認知症予防は未だエビデンスが乏しく認知症予防への社会的な理解が進んでいない。認知症予防のエビデンスを創出することは日本認知症予防学会の重要な使命である。そこで、定款第5条第5項に基づき、認知症予防のエビデンスを創出し、また創出されたエビデンスを認定することを目的にエビデンス委員会（以下、「委員会」とする）を置く。

【構成】

第2条 委員会には、エビデンス創出を目的とするエビデンス創出小委員会とエビデンスの認定を行うエビデンス認定小委員会を置く。委員会は委員長1名、副委員長2名（エビデンス創出小委員会委員長及びエビデンス認定小委員会委員長）、委員若干名で構成する。エビデンス創出小委員会及びエビデンス認定小委員会はそれぞれ委員長1名、副委員長1名、委員若干名で構成する。なお、エビデンス創出小委員会とエビデンス認定小委員会の委員は重複することができない。エビデンス創出小委員会の各プロジェクト責任者をグループリーダーとし、エビデンス創出小委員会の委員に委員長が必要と認めた場合、会員以外の外部委員を置くことができる。

- 2 委員長は理事会において理事の中から選出する。
- 3 副委員長は委員の互選により選任する。
- 4 委員は理事会の議に基づき、会員の中から理事長が委嘱する。

【任期】

第3条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

【委員会】

第4条 委員会は委員長が招集して議長となる。

- 2 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席も含む）をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

第5条 委員会は必要に応じて小委員会を置くことができる。

第6条 本委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

【規定の改廃】

第7条 この規定の改廃は、委員会の議を経て、理事会により行う。

【細則】

第8条 この規定の施行に必要な細則は、別に定める。

附則 この規則は、令和3年2月21日より施行する。